

発表文

12世紀日本の気候変動と対気象観 ～「天變頻示、凶事間聞」とは何か～

小林 健彦

Takehiko KOBAYASHI

はじめに：

日本の12世紀はあらゆる意味に於いて騒然とした、転換点とも言うべき時期である。政治・軍事史的には院政期、源平争乱を経て公武関係が逆転を開始し、武家主導政治の萌芽が見える時間であった。経済史的には、それ迄のバーター取引・市場に於ける物々交換の段階より、徐々に輸入銭・渡来銭（宋銭）を使った貨幣経済への移行が進み、内国為替や高利貸資本としての借上（かしあげ）の登場した時期でもあった。そして、気候的には平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」にも当たったのである。

本報告の副題にある「天變頻示、凶事間聞」とは、歌人藤原定家（ふじわらのさだいえ・ふじわらのていか）が自身の私日記である「明月記（めいげつき）」〔建久7年（1196）6月25日条〕に於いて示した「天」に関わる対空間認識であった。地上側に於ける騒然として乱れた状況が、「天」をして、「暑氣殊甚」とした異常気象を発現させ、人々へ対して啓示・警告を行なっているとした思想である。それは必ずしも気候変動に関わる事象のみを対象とした訳ではないものの、その前後に於いて記されていた「暑氣殊甚」とした実際上の高温、多湿の状況と生活上の苦悩とがその大きな背景としてあったことが推定される。その基底には平安海進に依る気温の上昇が、特に、夏季に於いて顕著に出現していたことが考慮されるのである。

本報告では、12世紀に筆録をされていた「明月記」（筆録期間1180～1235年）を中心としながら、他にも「永昌記」（記主藤原為隆、同1105～1129年）、「山槐記」（記主不明、同1151～1194年）等、西暦1100年代をほぼカバーすることのできる日記・古記録類に記されていた、気象現象に関わる記事を中心としながら、当時の日本在住者に依る対気象観を検証したいと考える。平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」であるとした視点、課題意識、所与の条件より、12世紀日本に於ける気候変動や対気象観のテーマに対して、人文学的観点—文化論的観点より追究を行なうこととする。

尚、特に注記しない限り、本報告中で用いた引用史料は全て「明月記」中のものである。

1：自然現象を記録する意義とは何か

～何故、気象現象を書き留めたのか～

日本の古代社会に於いて、史料上の種別としての私日記タイプの記録には、気象に関する記述が数多く登場する。先ず、その日の記事の冒頭部では、その日の天気(の推移)が記されることが多かった理由として、そこに天気以上の何らかの意味や意義を感じ取っていたことが指摘可能である。これは、現代人が自身の日記やブログと言った時系列的な記録類に、その日の天気を書き込む行為の理由とは根源的に異なる対気象意識である。即ち、天気、気象現象とは、「天(帝)」が地上に住む人々に対して示す、何らかの意向であると認識をされていたのであった。「天気」の語が、気象の状態を表わす意味の他に、天皇の意向の語義として解釈されていた背景には、地上側に於ける最高の支配者である天皇の気持ちが、天帝の意向を地上世界に於いて代弁しているとした考え方のあったことを示している。それ故、丹念に記録を取っていたのである。日記史料中に登場する「天顔(てんがん)」とした日本語表現法には、気象現象を人の顔(天子の顔)の表情に見做す・見立てるという、一種の人格化表現事象を見て取ることが出来、そこには曖昧模糊とした状態を良しとする日本文化の根源的特質が表出していたのである。

藤原定家を記主とする「明月記(照光記)」〔治承4年(1180)～嘉禎元年(1235)に至る56年間の日次(ひなみ)記〕に於いても、日々の記事の冒頭部分では、その日の天候(の推移)と、場合に依ってはそれに対する分析・所見・意義・評価等とが記されたのである。それは、単なる記録の域に留まること無く、後で発生していた事象との関連性(予兆、天より発せられた示唆)を考慮する目的が大きかったものと推察される。しかしながら、それは天文の異変に比較すれば、大したことではなかったものと推定される。「天文の異変」>「気象現象」という思想は、地上で発生する種々の気象現象とは、天の異変が具体的な形として示されたもの(言わば、人々に対する天帝よりの意思表示、懲罰)であるとした考え方があったからであろう。

参議藤原(甘露寺)為隆の私日記である「永昌記(宰相記、為隆卿記)」の嘉承元年(1106)7月1日条では、この日に出現していた日蝕(日食。にっしょく。月が太陽と重なり隠されて見える現象)に関する記事を掲載するが、ここでは「未一剋(14:30頃)大陽(太陽)初虧(かく。欠)、四點漸過、復末(日食が終了した第四接触・復円の状態)之間、浮雲時々覆、非只蝕正見、虧分已過、天之變異不可不慎」とし、日食に対する観察の結果を記す。それに依るならば、復円した太陽を時々浮雲が覆う状態とは通常の日食ではないという認識を示すのである。ここでは、天体の変異と気象現象とに何らかの関連性(吉凶)を感じ取っていたものと推測される。

中国の史料に於いて、「雨土」、「雨砂」、「土霾(ばい)」、「黄霧」等と称される黄砂の沈降現象は、既に、紀元300年以降、「雨土」の発生年表が作成される迄に至ってい

た。これは、それ程迄に、中国では**黄砂に依る被害**の実態が深刻であった証左でもあろうし、そこでは、そうした**記録を基にしたデータの蓄積と、それを使用した対処法**が検討されていた可能性も考慮されよう。そして、日本よりも時間的に早く、黄砂の影響を受けていたものと考えられる、**韓半島・朝鮮半島**に於ける最古の**黄砂発生記録**は、**新羅国の阿達羅王（阿達羅尼師今）21年（174）春1月条の「三国史記 卷第二 新羅本紀第二」**中に現れる、「**雨土**」の記載であった。これは、旧暦に於ける時期的に見ても、**黄砂交じりの雨**である可能性が高いであろう。既に、紀元後間も無い時期より黄砂の沈降現象が**正史**に記録されていたことは、それが生活上の支障となっていた以上に、それに対して何らかの**意義（吉兆、凶兆）**を感じ取っていたからに他ならない。

日本では、古来より自然現象としての降雪（**靈妙色である白色の対色彩認識**）より見ても、「**紅色雪**」、「**泥雨**」、「**赤雪**」、「**紅雪**」、「**黄雪**」等と記載されている**黄砂の沈降事象は吉兆**であった。従って、それが意図的に記録として残されていたとしても不思議ではないのである。この様に、東アジア世界では自然現象（天文・気象、地盤）に対する精緻な観察を行ない、それから発生される天地四方よりの警告を記録し、地上側に於ける実際の政治に反映をさせていたことが想定されるのである。

2：夏の生活困難 ～「暑熱」地獄～

12世紀は**平安海進期（ロットネスト海進期）の終末期**に当たり、日本でも海水準が上昇し、気候は温暖であったという。それ故、気象現象にも顕著で極端な事例が発生していたことも想定される。日本建築に於いて、現在の様に規格化された一定の広さを持ち、密閉された空間である「**部屋**」が出現するのは、室町中期頃に登場した**書院造**建築で、所謂、「**和室**」が出現して以降のことであった。これには気候変動の影響（取り分け、夏季に於ける高温・多湿状態）が濃厚であったものと推測される。建築技術水準の問題ではない。**畳**も12世紀には既にあったが、室内に敷き詰めることは無く、自分の座ったり、寝たりする場所にのみ、上畳（あげだたみ）と呼ばれる厚手の畳を1～2枚重ね敷きするだけであった。これも、畳を室内空間へ敷き詰めてしまうと、床下との通気性が損なわれたからであるものと推測される。

寝殿造や**武家造建築**では、建物自体が開放的であり、通気性能も高く、**夏向き**に造られているという点に於いては、その反面、十分な暖房器具も無い状態での、**冬の生活の辛さや、不便さ**が想像される。吉田（卜部）兼好に依る随筆である「**徒然草**」に於いても、「**家の作やう（様）は、夏をむね（旨）とすべし。冬はいか（如何）なる所も住まる。暑き比（頃）悪き住まぬ、堪へがた（難）きことなり。深き水は涼しげなし。浅くて流れたる、遙かに涼し。細かなる物を見るに、遣戸は蔭の間よりも明し。天上の高きは、冬寒く、ともし火暗し。造作は、用なき所を造りたる、見るもおもしろく、よろづ（万）の用にも立ちてよしとぞ、人の定めあひ侍し**」（第五十五段）と記された様に、

当時の日本建築が夏の暑熱を上手に遣り過すことの出来る様に、設計されていたことが窺える。「徒然草」は、文保3年・元応元年（1319）～元徳2年（1330）～元弘元年（1331）の時期に成立したとされるが、既に、中世も中盤に差し掛かった時期に於いてさえ、夏季の衛生的、健康的、そして、安全な過ごし方が、重要な関心事であったことを窺うことが出来る。

日本に於いては、旧暦の端午節以降、立秋に至る迄の夏季期間に於いては、取り分け、都市部を中心として、不衛生な生活環境、安全な上水の確保困難、トイレや下水道の不備、飢饉等に依る栄養状態の悪化等の要因に依り、度々疫病（伝染病）の発生を見、暑熱に依って、尚一層の辛い生活を余儀無くされていたのである。特に、平安海進の存在にも見られる様に、平安時代に於ける高温状態はそうした夏季に於ける生活環境の悪化に、一層の拍車をかけていたものと類推される。「明月記」に於いても、夏季に於ける「暑熱」に関わる苦悩の記述が多くみられる。13世紀に入ってさえ、「炎暑之間衆（おおくの）病競起甚無術（わざ、すべ）」（炎暑であることから多くの疾病が競う様に発生しており、対処の方法も無い）〔「明月記」建仁2年（1202）6月20日条〕といった有様であった。ここで言う処の多くの病気とは、皮膚や消化器の疾患もあったであろうが、多くは蚊媒感染症（伝染病）—日本脳炎・デング熱・黄熱・チクングニア熱・ウエストナイル熱・ジカウイルス感染症（以上、ウイルス疾患）、マラリア（原虫疾患）等であったものと考えられる。平安時代末期の武将平清盛（1118～1181年）は、高熱を発する感染症（熱病）に依って死亡したとされている。特に、ハマダラカが媒介するマラリア原虫に依り引き起こされるマラリアに感染したとする見解が有力である。

12世紀当時は現在の様に都市部自体（人工物、人工被覆域）が持ち、排出する熱に依って、都市部の気温が周辺地域よりも高くなる現象、所謂、ヒートアイランド現象の発生はほぼ無かったものと推測されることより、こうした耐え難い暑熱の状況とは、ほぼ自然（気象現象）に依る状態であったものと見られる。平安京は、当時の日本の中に在っては人口集積地ではあったものの、コンクリート化、舗装化が進んだ現在の様に、日射に依る熱の蓄積量が多かったと迄は言えないであろう。ただ、それが殆んど気候変動に依って齎されていた気象現象であった以上、年に依る差異が顕著でもあったことも又、事実ではあった。

「明月記」に於いても、冬季における「寒天」記事よりも、夏季に於ける「暑熱」記事の方が多く、又、生活上の辛い様子が描写されていたのには、そうした背景があったものと推察される。しかし、そうかと言って、冬季の気温迄もが上昇し、過ごし易かった訳では無い。冬は冬で極寒な環境であった。言わば、12世紀日本の気候変動の特徴とは、冬は極寒で夏が猛暑であるという両極端な気候として存在していたのである。その為に、人にとって過ごし易い時期は春と秋の極（ごく）限られた時間であったと見る事ができる。

「明月記」では、夏の暑熱・炎暑に関わる表現法として「日影暑氣難堪」、「昨今炎暑

殊甚」、「旱魃涉旬」、「暑氣殊甚、終宵辛苦」、「近日暑氣尤宜不異秋」、「近日暑氣如盛夏」、「暑氣難堪、偏如病者、日來蟄居」等と言った記述をしている。暑くて外出も儘（まま）ならない程の暑熱であったとしているのである。但し、暑さ、寒さに対する体感には個人差があり、定家の場合にはそれが顕著に感じられていたのかもしれない。「山槐記」（記主不明）の安元元年（1175）8月20日条には、ただ「温氣（うんき。蒸し暑さ）令相加給」と記されただけであり、耐え難い等の記主に依る所感は記されてはいない。治承2年（1178）閏6月21日条には「早旦（早朝）向東山堂避暑」、同3年5月25日条に「櫟（くぬぎ）原野（市原野。京都府京都市左京区静野市中町付近。鞍馬街道沿いの地域）河邊（鞍馬川の川岸）避暑」とあり、未だ早朝の涼しい内に東山山中に在った堂へ避暑に出掛けるとか、川風の涼しい山中の川辺に出掛けるといった物理的対応を取っていたことも特筆されるであろう。ただ、これも或る程度の余裕ある階層以上の人々に依る対処法ではあったものと考えられる。

しかし、王権もこうした厳しい状況に全く対処をしなかった訳では無く、「天旱愁」の事態に対しては、神泉苑（大内裏の南側に営まれた禁苑で、善女龍王が祀られて祈雨・止雨の修法の場となった）に於ける祈雨修法で対応をしたのであった〔「山槐記」保元3年（1158）7月25日条〕。降雨が期待できれば、その後に於いて気化熱に依り気温も又、下がることを経験則として知っていたのであろう。当時の日本社会に於いては、「経験則の蓄積」こそが科学であったからである。それ程の堪え難き酷暑であると言いながら、何故か気温の低下自体を祈願した訳では無かったことには注目をすべきである。気温の高低とは降水の多少に付随した気象現象であるという認識を持っていた可能性も考慮される。それも科学であったのであろう。

国土交通省気象庁に依れば、日本人の場合、**不快指数85（大よそ温度32度以上、湿度65パーセント以上）**で93%の人が蒸し暑さの為に不快感を感じるとされる。不快指数とは気温と湿度に依って算出される「蒸し暑さ」の指数であり、「 $0.81 \times \text{温度} + 0.01 \times \text{湿度} \times (0.99 \times \text{温度} - 14.3) + 46.3 = \text{不快指数}$ 」の式に依り計算される。但し、風速が考慮されていない為、体感には個人差がある。京都市内では、夏季に於いて海風の様な涼しい風が吹くということは少ないことから、猶更、体感気温的には辛かったに違いない。『続群書類従 第二十五輯 下 積家部』—「卷第七百二十五」所収の「祈雨日記」では、その永久5年（1117）6月条に於いて「十三四日兩日炎日如蒸」と記されていたことから見て、耐え難き高湿度が想定されるのである。

『理科年表 令和2年 第93冊』（丸善出版株式会社、2019年11月）所収の「日最高気温・日最低気温の階級別年間日数の平年値（2）（1981年から2010年までの平均値）」、に依ると、京都市で観測された真夏日（最高気温が30.0度以上の日）は、この期間に於いて71.3であり、同「気温の最高および最低記録（2）（統計開始から2018年まで）」では、1880年以降に於いて、2018年7月19日

に観測された39.8度が最高気温であり、1891年1月16日に観測された-11.9度が最低気温であった。

夏季に限らず、安全な水の確保が重要であったことは言う迄も無い。「此地(平安京。狭義には定家の自邸が在った左京二条四坊十三町付近) 水本自不幾、井乾云々、爲灸治(きゅうじ。灸を据えて治療すること) 其水甚不快、小瘡(しょうそう。小さいできもの) 殊無術、仍忽出京」(建仁2年9月22日条)とある様に、当時の生活習慣上、夏季に在っても必ず毎日入浴し、洗髪する訳でもないことより、皮膚病を患うことも多かったのであろう。浅く掘った井戸の水は地下水位の低下に依って干上がり、幾ばかりか得られた水も、井戸周辺環境の影響を受けて決して衛生的では無かったとしており、灸治に使用する綺麗な水を求めて出京しなければならないという有様であった。

12世紀日本の夏は、全ての生活に於いて、命懸けの時間であったとすることができる。「今年炎旱曩代(のうだい。前代)未聞」〔「祈雨日記」大治5年(1130)7月14日付醍醐寺権少僧都定海書状〕とし、国家・朝家(ちょうけ。皇室)として、所定の行政手続きを経ながら甘雨を祈請せざるを得ないという状況の中、暦の上でも立秋を迎えた喜びとは、現在の我々が想像するべくもない対季節感覚であったであろう。それは、1年の内で死が一番身近である時間から解放された瞬間でもあったのである。

3：雷鳴と天

日本をも含む東アジア世界に於いては、雷(神鳴り)に対する特別な思いを持っていたことが知られる。それは大発光と大音声とに依り構成されるが、自然災害の中に在っても全体が可視化可能な存在である。取り分け、電光放電が水中世界の支配者としての龍体そのものの発現、又、神仏の影向(えいごう、ようごう。神仏の可視的来臨)として認識をされていたとしても不思議ではない。つまり、「水災害」出現の凶兆としての見立て・見做しである。これは実に曖昧な感性を持った日本文化の根本的特質でもあった。文字認知・識字率が高くはない社会に在って、災害(人為的、自然的)対処事例でも、可視化可能というポイントは重要であったものと見られる。「竹取物語」で記された「竜は、鳴る神の類にこそありけれ」とした大納言大伴御行の発言とは、龍と雷とが同類の存在であったことを、自らの経験則として語ったものである。大蛇の如き龍体の様相(外観)とは、落雷(対地放電)・雲放電に伴なう閃光(せんこう)、雷放電そのものであり、特に、地上、海上に於ける落雷は、天上界よりの龍の降下そのものの様子に見立てられていたとしても不思議ではないのである。龍体とは、天と地とを繋(つな)ぐ天上界よりの使者として見做されていたものと推測される。

抑々、発雷現象は地上に於ける気温や湿度と大きな関係性がある。太陽光に依って地表部分の温度が上昇すると、暖められた地表部の湿った空気が強力な上昇気流となり、上空で水滴となって、その塊が積乱雲に発達する。雲の中層～下層部にかけては負電荷

が、上層部に正電荷が蓄積され、夫々の蓄積量が約20クーロンに達すると電光放電が発生する。つまり、地上に於ける高温・高湿度状態が頻繁な発雷を生じさせるのである。

「明月記」に於いて頻繁に記された発雷記事も、12世紀の夏季を中心とした高温多湿の状態がその根底にあったことが推測される。

発雷に関わる東アジア的文化論の視点に立つならば、「三国史記」—「高句麗本紀」に特有な表現法の1つとして指摘されるのが、「雷。地震」と言った、発雷と地震との組み合わせ表現法の存在である。雷と地震との併記には意味があったのである。即ち、この両者には、大音声を伴なうという共通項があり、それは、天神地祇より同時に発せられた、音声を伴なう形での警鐘であるとした、対災異認識の存在であった。嬰陽（平陽）王元（大元）23年（612）正月条に記録されている、第2次高句麗遠征を布告した隋の煬帝に依る詔には、「掩（おお）う渤海而雷震。歴扶餘以電（とても速い様子）掃（除去する）」とあり、「雷震」の語が1語として運用され、中国側に於いては圧倒的な軍事力や、皇帝の怒りを意味する用法で使用されていたこととは対照的であったのである。

それでは、具体的に「明月記」等へ記された発雷記事の検証を行なう。発雷自体は夏季に多いものの、冬季にも見られた。先ずは、①発雷と地震とに関連性を認めていたという、上述した古代以来の思考が見られたことである。正治元年（1199）正月1日条には、「臨昏雷電地震」とした記事がある。この現象が事実であったのか、否かとは別に、年頭に際した天神（雷電）地祇（地震）よりの警報音・警鐘として認められていたことが想定される。「祈雨日記」永久5年（1117）7月4日条に記された「乾（いぬい。北西）方雷電震動」とか、「雷電震動降雨」とした表現法は、北西方向で発雷があり、それに依って実際に建物が震動したということであろうが、そこには発雷と地表・建物の震動現象とを別々のものとして認識をし、それがただ事ではないという思いに至らせていたに違いない。発雷（天の異変）と地震（地の異変）とに関連性があるとした思考は、元々東アジア世界で共有されていたものと見られ、その考え方は12世紀の日本では未だ引きずっていたのである。

「山槐記」治承2年（1178）6月23日条を見ると、「陰晴不定、午後大雨、辰剋（8：00前後）東方大以鳴動、如打大鼓（おおかわ。打楽器で大型の鼓）、或曰將軍墓（坂上田村麻呂の墓所。京都府京都市山科区勸修寺東栗栖野町）云々、十二度鳴之、後日又或曰山階御陵〔天智天皇山科陵（御廟野古墳）。京都市山科区御陵上御廟野町〕云々、無一定（いちじょう。確実なこと）」、翌24日条では「時々雨雷」とした記事がある。「東方大以鳴動、如打大鼓」とした大鳴動とは如何なる現象であったのであろうか。24日条に記されていた発雷、旧暦6月下旬という時期、12回の鳴動、音声源が微妙に移動している様にも受け取れる表現法等に着目するならば、遠雷が考慮される。又は、平安京内より音声が聞こえたとする東の方角観からは、直前に大雨が降っていることよりも、御陵（みささぎ。京都市山科区）、清水山・六条山・稻荷山方面での山崩

れ・土砂崩れ・土石流・山体崩壊等の発生も想定される。何れにしても、気象現象が元となっていた自然現象であったものと見られる。これも、12世紀当時の夏季に於ける降水量の多さや、短時間の内に集中的に降水があったことをも推測させ得る事象である。

②「夕大雨、欲夜雷鳴猛烈、一聲」、「雷鳴二聲」、「雷鳴三箇度」〔「祈雨日記」永久5年（1117）6月17日条〕の様に、雷鳴の数を記録することがあったことより、それに意義（警鐘の高低）を感じていた可能性がある。又、「小雷鳴」、「電小雷」の様に、その強弱をも記載していた。推測ではあるが、雷鳴の数が多し程、「霹靂（へきれき。雷鳴、落雷）猛烈」である程、天帝の怒りが激しいことを人々が感じ取っていたことは想定される。③「聞雨聲雷鳴」、「雷發音」〔「山槐記」久寿2年（1155）正月14日条〕、「雷雨甚口聲」〔同保元3年（1158）7月6日条〕、「雷發聲頗微」（同4年3月2日条）、「午後大雨雷鳴、其聲太猛」〔同治承2年（1178）閏6月22日条〕等とした表現法に見られる如く、気象現象に対する観察眼（特に音声情報に対するもの）がかなり高まり、感性も研ぎ澄まされていたことも考えられる。現在の様に、被災することに対するリスクを損害保険や、各種セーフティーネット・公的救済措置で賄うことができない社会的な状況に在っては、そうした災害を齎す様な自然現象に対して自然と聞き耳を立てて、関心が向いていたことが想定されるのである。

3-1：人魂と気候変動

「山槐記」の永暦元年（1160）7月15日条には「今夜所々有人魂云々、是流星歟、後日聞、八幡山又如此云々」とした記述がある。人魂に関しては、古来、諸説がある。この光（自然界に於ける発光現象）が気象現象とは無縁なものであったとも言い切ることができない。無論、それが遠雷であった可能性に就いても否定することはできない。自然界に於ける発光現象としては、天文現象としての太陽・月・星の光や黄道光（黄道に沿って舌状に伸びる淡い乳白色の光の帯）、対日照（たいじつしょう。ゲーゲンシャイン Gegenchein。良く晴れた夜に、黄道上の太陽とは正反対の方向にぼんやりと見える楕円形の微光）があり、地球大気中の現象としてはオーロラ、大気光、雷光、火山雷、発光器官を備えた生物体（昆虫、菌類）の発光があるとされる。更に、地震発光現象の様子に地学的な理由に依る発光現象も認められているが、それも大気中の発光現象である以上、気象現象とは全く無関係であるとも言えない。又、大気中の電氣的現象に依って竜巻が夜間に発光することもある。気象学上の光の異常屈折現象としては不知火（しらぬい）、狐火（きつねび）も知られる。

所々で見られたという「火」が遠雷、セント・エルモの火 St. Elmo's fire の様な放電現象（コロナ放電）に伴なう緑色、青色の発光（雷雲の接近に依り突起物の先端部が発光する）等自然現象であったのか、リンやメタンガスの自然発火であったのか、否かに就いては判然としないものの、その「火」は実際には、そこに存在してはいなかったこ

とも考えられる。そうした観点よりは、それを見たときされる人の**幻覚**であった可能性もある。そこに実在してはいないものが見えるという点からは、「**幻視**」である。つまりは、人間側の理由に依る幻想である。「**山槐記**」当該条では、全ての文が「云々」表現法で示されていたことから、それらが記主の現認した事象ではなく、伝聞記事であったことから、こうした現象を実際に発生していた物理的現象であると認定するには幾多の留保が必要である。

月蝕・流星の様な天文の異変と人の死、そして、**人魂出来**という自然現象に共通するのは「**穢れ観**」の表出である。現象として発生する、凶をイメージさせる事象は、それらが天文、気象、地盤、人の所為等に関係無く、そこが**穢れ**の発生源であるという認識を持っていたものと考えられる。**穢れ**は避けなければならない事象であり、他人への伝染もさせてはならない忌むべき存在であった。**人魂出来**と気候変動との関わり合いに就いては、未知数の領域ではあるものの、検討課題として提起をするものである。

ただ、こうした自然現象が**保元の乱（1156年）**、**平治の乱（1159年）**といった政治史的な一大イベントの直後と言う時期に発生していたことには着目をするべきであろう。

4：大風

「**明月記**」に見える風に関わる表現法としては、微風と考えられる順に、**①風静**、**②寒風**、**③風雨**、**④風雪沍（凍る）寒**、**⑤風雪甚寒**、**⑥（雪飛）風烈（はげしい）**、**⑦暴風不及猛烈**、**⑧風猛烈**、**⑨大風（折木発屋）**、**⑩暴風雷雨**、**⑪暴風大雨**、等といったものがある。京都市市街地は半盆地地形であることもあって、通常、体感的にも風が強いということはない。

『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日最大風速10m/s以上の日数の月別平年値（2）（1981年から2010年までの平均値）」に依ると、京都市で観測されたものは7月（0.1）、9月（0.2）、10月（0.1）であり、その他の月は全て0.0であった。「日最大風速15m/s以上の日数の月別平年値（2）（1981年から2010年までの平均値）」では、全ての月で0.0であった。又、「風速の最大記録（2）（統計開始から2018年まで）」では、京都市で観測された最大風速は、1880年の統計開始以降では1934年9月21日の28.0m/s（風向はS）、最大瞬間風速は1915年の統計開始以降で1934年9月21日の42.1m/s（風向はS）であった。これは昭和9年（1934）9月21日に高知県室戸岬付近に上陸し、四国～近畿地方を中心として暴風雨や高潮被害を齎した「**第一室戸台風**」の接近、通過に伴う強風であったものと見られる。この時、室戸岬では最低気圧911.9ヘクトパスカルを観測している。更に「最多風向の月別平年値（16方位・頻度%）（1990年から2010年までの平均値）」を見てみると、京都市では1月（W10）、2月（N11）、

3月(N13)、4月(N11)、5月(NNE11)、6月(NNE11)、7月(NNE10)、8月(NNE11)、9月(N13)、10月(N14)、11月(N12)、12月(N10)となっており、1月を除き北～北北東よりの風が吹く。京都市の北方には標高1,000メートル以下の山地が広範に広がっており、厳冬期に在っても日本海方面より吹く季節風も到達し難い環境となっている。上のデータでも、夏季に於いて比較的強い風が観測されていたのは台風通過の影響に依るものであった。その面では冬季に北北西よりの強い季節風が吹く関東地方とは対照的である。

以上のことより、⑦～⑪の事例は、冬季に於ける強い冬型の気圧配置、寒波の南下に伴なう北寄りの寒風、夏季～秋季に於ける台風や低気圧の接近・通過〔所謂「野分(のわき・のわけ)」〕、又、積乱雲の発達に伴なう気象現象であったものと見られる。

5：大雨

現在、気象庁に依る大雨の注意報や警報・特別警報等の発表基準は、都道府県、地域に依って異なっており、全国一律な形での発表基準は無い。地域特性を考慮した結果である。ただ、労働安全衛生法では、強風、大雨等の悪天候時に於ける屋外等での作業中止要件が定められており、大雨とは1回の降水量が50mm以上の降雨であると定義されている。これは、気象庁が定める1時間雨量で激しい雨・非常に激しい雨に該当する(バケツをひっくり返した様に降る、又、滝の様に降る、と形容される)。どれ位の降水があれば、人がそれを大雨であると認識するのかは、人に依って異なる。古記録中に於いて多用されている「大雨」の語に対する運用基準も、記主に依って異なるのである。それでは、平安海進末期に当たった12世紀の日本ではどうであったのであろうか。まずは、「明月記」中で、降雨に関する如何なる日本語運用法が採用されていたのかを整理する。

降雨に関わる表現法では、軽微と思われる順に、①不雨、②細雨、③微雨(降)・聊雨降、④少雨降、⑤小雨、⑥雨降(下)、⑦霖雨、⑧時雨、⑨雨如沃(そそぐ)、⑩雨灑(そそぐ)、⑪雨降(降雨)如注、⑫急雨、⑬風雨、⑭雨霰(あられ)霏(ひ。激しく降る様子)々、⑮(雷鳴)大雨(如注)・(来)、⑯甚雨(如注)、⑰甚雨雪相交、といった記載法が見られる。

建永元年(1206)5月1日条では、「夕大雨、欲夜雷鳴猛烈、一聲、(中略)暮雨如沃、年號之故歟」という記述がある。建永は土御門天皇代の元号であるが、元久3年(1206)4月27日に元久年号より改元されていた。その理由は天然痘流行の状況を収束させる目的の災異改元であった。それを受けての定家に依るこの所感とは、極端で程度の甚だしい気象現象を年号の持つ特性、或いは、災異改元という行為自体に求めていることが特筆される。これは、年号には靈妙なる力があり、こうした人為(年号を立てる行為)と自然現象との間には、何らかの関連性があるとした対自然認識の表出し

た記述であろう。時間（年号・元号）を人が支配した先にあったものは、能動的な形での自然界の支配であったのかもしれない。

ところで、平安京の東側を南北方向に南流して桂川と合流する鴨川は、平安時代後半期以降（11～14世紀）に於いて河床低下が進行し、扇状地が段丘化して約2メートル程の段丘崖を形成することに依って、扇状地が段丘面と新しい氾濫原との2面に区分されるに至っていたことが判明している。これは、鴨川流域の地形変化では、8～10世紀頃の地形変化が比較的安定していたこととは対照的である。この事象は、右京エリアに於いても天神川、御室川等の河川の氾濫に伴ない、護岸改修等に依ってそれが天井川化したこととも関連性がある。貞元元年（976）年5月の内裏焼失以降に設けられた多くの里内裏（さとだいら。大内裏外に設定された仮の御所）が、左京エリアに設けられていたことは、右京エリアの水災害に対する懸念の大きさを物語っている。そのことは、右京の更なる衰退と左京の繁栄、つまり、中国式都城制を以って構築されていた都市空間の中心軸が東側へと移動したことをも表わしていた。

それでは何故、11～14世紀に於いて鴨川流域の河床低下・段丘化が急速にと行って良い程のスピードで進行したのであるだろうか。このことは、先の右京エリアでの事象とも関わるが、当該期に、取り分け、夏季を中心とした降水量が非常に多くなっていたことの証左であろう。しかもその降雨は霖雨の様な雨の降り方ではなく、短時間での局所的に猛烈な降雨、所謂、ゲリラ豪雨があり、大量の水が一気に鴨川に流入することに依って、河道の浸食が急速に進んで行ったものと見られるのである。

片平博文氏等「京都における歴史時代の災害とその季節性」（『京都歴史災害研究』第6号所収、2006年6月）—「第8図 1100年代における月別の災害発生頻度」に依るならば、8～10月の期間に於いて一番発生頻度の高い事象は、「防災行動」（大雨・洪水時の止雨、旱魃・渇水時の祈雨に関する寺社への納経・奉幣等とする）であったとする。これは、実際の「水災害（大雨・少雨）」発生が多さを物語っていたものと推測されるが、更に、その発生が両極端に出現していた結果をも示唆しているものと考えられる。それ故の神仏、龍王等への祈願であった。

5—1：神泉苑に於ける請雨と大雨

「山槐記」応保元年（1161）7月1日条には、「未刻（14：00前後）大雨、頃之（けいし。暫くしてから）休止、藏人菅定正爲勅使自去月（6月）廿六日向神泉苑請雨」という記事が掲載される。これは同年6月26日、少雨に鑑み旱害を抑止する目的で以って請雨修法、祭祀を行なわせる為、勅使として藏人の菅定正が神泉苑へ派遣されたとするものである。それを受けて、この日の午後、僅かな時間ではあったものの、相当な降雨があったとするものであった。無論、この記事では、前提条件として請雨修法と大雨との間に相当な因果関係を認めていたのである。同7月4日条では、「自被始行

龍穴（神泉苑）御讀經之日（6月30日）雨下、其後大雨云々、靈驗又以殊勝」として、読経をした直後から降雨が認められたとし、同3日条に依れば、「雨下、終日不休、依旱魃自去月卅日、於神泉苑被行孔雀經御讀經、第二日（7月1日）雨下、今日當第四日、終日降雨」の如く、それ以降の連日の雨続きでこの修法に依る絶大な効驗（効果）を実例で示すのであった。

この様に、神泉苑に於ける祈雨修法とその効果の認知に関しては、同記の治承2年（1178）閏6月21日条にも「於神泉苑有祈雨、藏人爲敕使、其後爲頭權大夫光能、示送曰、祈雨人夫任例可被催者、仍仰道志明基了、仰左右獄（左京の左獄、右京の右獄）之」→同22日条「午後大雨雷鳴、其聲太猛、祈雨驗敷」とあり、「敷」付き表現法ではあるものの、勅命に基づく形で執行された祈雨行為に於いて、両者の因果関係を肯定的に認めた内容となっている。王権の体面と言う面からは、全く効果無しでは済まなかったからでもあろう。その面からは、祈雨行為直後に於いて降水があったとする記事に対しては、幾多の留保、更なる検証が必要でもあろう。

神泉苑に於いて読経された孔雀經（仏母大金耀孔雀明王經）とは、唐の不空三蔵が訳した大乘密教經典（3巻）であり、孔雀明王（忿怒の相を持った孔雀仏母であり、この尊を念ずれば衆生の業障罪惡、諸病痛等、一切の厄難を消除すると説かれる）の神呪や修法、功德等に就いて説いた内容であって、主として真言宗に於いて用いられた手法であった。二条天皇の勅命に依って、この「龍穴御讀經」を執行したのは山階寺（奈良市に在る法相宗興福寺の古称）別当・法務をしていた僧正惠信（覚継。伊豆僧正。太政大臣九条兼実の兄）であった。彼の持つ法力に依り、実際に降雨の効果が表われたことより、この方法が降雨に対する先端科学（靈驗）であると人々に再認識させるには十分な実例として日記へ記録されていたものと考えられる。同4日にも降雨があった為、この日を以って神泉苑に於ける読経は結願（けちがん。修法の終了）を迎えることとなったのである。これは「鴨水（鴨川の河川水）泛溢（はんいつ。氾濫）、依御幸（みゆき。天皇等の外出）所渡之橋不可叶」といった事態に至る、請雨行為が成功し過ぎた事例として掲載される。勿論、修法・祭祀と、気象現象としての降雨との間に科学的な関連性は無く、偶然の一致であろうが、人々の目には、それが自然科学や精神科学—人間精神の客観的所産、人間の事象としての文化形象研究、の成果であると映ったに違いない。

「山槐記」応保元年7月1日条に依れば、同6月29日に神泉苑に於いて陰陽師（陰陽頭）賀茂在憲の代官が御祓をしようとした処、「黒蛇（へび）」（烏蛇か）が出来たとする。陰陽師らはこれを拝して祈念した処、直ぐにそれは池に入ってしまったという。この出来事を以って、神泉苑に於ける請雨行為が「感應」（信仰心が神仏に通じること）＝成功、であると判断されたのである。「果而翌日大雨、殊勝事也」とした記述よりは、黒蛇の出現が吉兆として描かれ、それには降水能力があるという見立てであった。そして、同3日条では、昨日（2日）に今度は「白蛇」が本尊の後ろの方に現われたとし、そのことを以って「雖末代（末法の世の中）佛法靈驗殊勝者敷」としている。これは、

当時の日本社会に於ける終末観の一端が窺える記述ではあるが、そうした末法の世の中に入った後でも、仏法の靈驗が未だ有効であるとした考え方があったことは特筆される。

五行思想に依れば、黒（玄）は五行の水、五時の冬に対応し、白は夫々金と秋に当てられた。それ故、黒虵・白虵共通する性格とは冷性であり、旱魃の状態を冷却する靈驗をそれらに認めたものと考えられる。無論それらは水を司る龍体そのものであった。「山槐記」の治承3年6月22日条に記されていた「火神向水神、是厭術〔まじない（を行なって他人を平伏させる法）。厭勝術〕之心（中心、本質）也」とした記述からは、火（五時の夏）と水（五時の冬）との拮抗、旱と水災害との中間点、陰陽調和こそが氣候安定の基（もと）であるとした思想をも窺うことができるのかもしれない。稲作に於ける田の神には、日の神と水の神との間に生まれた子であるとした信仰があるのは、両者からの恵みが無ければ農業の継続が不可能であったからでもある。

蛇＝龍体が水中世界の支配者であり、それに降水を祈願するという行為は日本のみならず韓半島・朝鮮半島に於いても見られた。新羅国第30代文武王（在位661～681年）の海中王陵（大韓民国慶尚北道慶州市陽北面奉吉里）・利見台・感恩寺に見られた造作や所伝等がその典型例であった。平安京に在った神泉苑とは、新羅国に於ける利見台に該当する氣象変更の為の祈願施設であった。法華經（序品）に登場し、仏法を守護する水中の大王である八大龍王は、八体の護法の神、八部衆の1つ、龍神でもあり、水に関わりの深い存在でもあった。音写して那伽と書されることもある蛇神の龍王であるが、それは水中を支配する神でもあったのである。龍王の中でも優れた能力を持ったものは、雲を発生させ、空中を飛び回り、雨を降らせるものと信じられていた。日本に於ける龍王信仰は、四神の1つに位置付けられている想像上の動物、青龍を基本とする唐風龍王よりの影響を示唆すると言った指摘もあり、平安時代の初期に、空海（弘法大師）が神泉苑に於いて請雨經法を修した時に出現したとされる善女龍王も、唐服を纏って龍に乗る姿であったとされるのである。

12世紀日本の氣象現象に対して、物理的にではなく、精神的に影響を与えた請雨行為と蛇・龍体の存在とは、それ程迄に旱魃・大雨と言った両極端な氣候が出現をしていた証左でもあろう。本項で述べた請雨修法とは反対に、晴天が無く「止雨奉幣」〔「山槐記」長寛3年（1165）4月27日条等〕も行なわれていた背景には、無論、洪水防止の観点からそれが必要であったことは考えられるが、それ以上に氣象現象に於いても陰陽調和することの重要性を痛感していたからに他ならない。古代以来の思想として、国家経営に関しても中国風な思想に基づき、天子に依る徳（の修正）や、陰陽調和を重んじたが、平安京時代に入り、前者が俎上に上ることも無くなって行った一方で、調和が崩れることで地上世界には数々の災厄が降り懸かるものと未だ信じられていたのであろう。氣象現象へ人為的に干渉し、神仏の力を借りて無理矢理に調和させようとした行為が請雨修法であり止雨奉幣であったものと見られるのである。それ程迄に、当該期に於ける氣候変動は人々の生活や精神文化へも多大な影響を与えていたのである。

6：降雪と寒さ

平安海進期に在っては、冬季に於ける厳寒状態も特筆される。つまり、夏が暑熱だからと言って、冬もそれに連動して気温が高かった訳でも、小雪でもなかったのである。つまり、**両極端な気象現象の出現が12世紀日本の特徴**でもあった。現在でも、京都市が豪雪地帯であるということは無いが、定家の生きた時代にも冬季に於ける気温の低下はあり、「**甚寒**」〔**山槐記**〕**応保元年（1161）12月1日条**〕、「**大寒**」〔同15日条〕の様に、耐え難い寒さもあった。上述した如く、当時に於ける住宅建築が夏季を中心として考えられていたならば、大した暖房装置も無い中では猶更のことであろう。又、降雪もあった。ただ、その量は概して「**雨雪霏々**」「**雪積三寸許**」、「**雨雪飛灑**」、「**雪紛々**」、「**積地五寸許**」、「**雨雪（交）降**」、「**雪霏々**」、「**雪飛**」、「**雪頻降**」、「**微雪時々降**」〔**山槐記**〕**仁安2年（1167）2月11日条**〕と言った具合であり、現在と大差無い様に思われる。しかし、厳冬期にも雪ではなく降雨があったとしていることから、湿度は低いものの、地上の気温が3度を下回ることはあまり多くは無かったことも考えられる。特に、日中はそうであろう。それでも「**餘寒過嚴寒**」、「**寒沍（かんご。寒さが厳しく、水も凍ること）過冬**」、とする如く、寒の戻りもあった。

但し、「**大雪**」、「**雪甚**」とする記述も各所に見られる。それが**大雪**か否かの基準積雪量とは、当所に於いては「**山槐記**」**治承2年（1178）正月22日条**に「今夜宿雪（しゅくせつ。残雪）**及五寸**、近年未見如此**大雪**」と記されていた如く5寸（≒15センチメートル）であったことが知られる。同記同22日条の冒頭部分では「自己剋許（10：00前後）**雪降、即及三四寸**」としていて、この段階では未だ大雪であるという認識を示してはいないからである。暑熱の時期に在っても、冬季にはしっかりと積雪のあったことが窺われる。

気温の方は、「**風雪甚寒**」、「**雪飛風寒**」、「**雪飛甚寒**」と言った表現法が見られることから、氷点下の気温のまま日中も推移する日（真冬日）もあったことが推測されるものの、旧暦2月初旬では殆んどが**雨**の記述となっていることから、春の訪れは早かったのであろう。因みに、『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日最高気温・日最低気温の階級別年間日数の平年値（2）（1981年から2010年までの平均値）」に依れば、この期間の京都市に於ける真冬日は0.0であった。同「気温の最高および最低記録（2）（統計開始から2018年まで）」では、1880年以降に於いて、1891年1月16日に観測された-11.9度が最低気温であった。冬期間をも含めて総体的に温暖化している現在と、平安海進期に於ける気温上昇とは質的に異なる現象であったことが窺えるのかもしれない。

7：降雹

雹（ひょう）が降ってくる自然現象は、古代の日本をも含んだ東アジア文化圏に於いては、悉く凶兆であるものと見做されていた。それは5～7月という暖かい時期に天より降って来る大きな氷〔直径5ミリメートル以上の氷の粒を雹とし、それ以下が霰（あられ）と定義される〕であるという季節的違和感、及び、実際に発生していたであろう人身被害、構造物への被害、農業被害等に依るものであったものと見られる。

正治元年（1199）5月8日条では、一日の天候の推移を「晴、已後雷鳴暴風、大雨雹雨、午後晴」の様に記し、目まぐるしく変化する天気の様子を時系列的に記録する。発達した低気圧が通過したものか、或いは、積乱雲の急速な成長に依る気象の急変であったものと見られるが、そこでは降雹を伴っていた。雹は積乱雲の中で生成されることから、後者の可能性がより高いのかもしれない。「明月記」中では、降雹現象自体の記録は決して多くは無いが、それに何かの良くはない意義を感じ取っていた可能性を排除することができないのである。

百済国に於いて、王自身に依り執行された祈雨行為の初見記事である、「三國史記」一「百済本紀」仇首王14年（227）条には、「春三月。雨雹。夏四月。大旱。王祈東明廟、乃雨」とあり、「雨雹」、取り分け、雹の降下は、それが大旱を誘発する自然現象、つまり、凶兆として見做され、実際の旱害発生を受けて、仇首王自身が東明廟に於いて祈雨祭祀を執行した結果、降雨が齎されたとする論調が存在した。これは、王権の正当性、神威性を東明王との関係性、更には、東明王廟に於ける祭祀執行者であるという既成事実を根拠として強調する編纂意図であろう。同様に、「新羅本紀」や「高句麗本紀」に於いても、雨雹の降下とは凶兆として見做されていたことが想定されたのである。

7—1：治承4年（1180）4月29日の異変

治承4年（1180）4月29日の「明月記」には、「未時許（14：00頃）雹降、雷鳴（先）兩三聲之後（×兩聲之後）、霹靂（へきれき。雷鳴、落雷）猛烈、北方煙立揚、人稱燒亡、是颺（ひょう、つむじかぜ）也、京中騒動云々、雹降事、拔木揚沙石、人家門戸并車（牛車）等皆吹上云々、古老云、未聞如此事、云々、大風事、前齋宮四条殿（亮子内親王）殊以爲其取（もつとも）、北壺梅樹露根仆（たおれる）、件樹懸簷（のき。庇）破壊、權右中弁（藤原光雅）二条京極家又如此云々」とする気象に関わる記事がある。先ず、降雹があった後に発雷があり、6回の雷鳴の後に藤原定家の京極邸（平安京内左京二条四坊十三町。現京都府京都市中京区要法寺前町の寺町通西側）から見た北方で煙が立ち上ったとしているので、恐らくは落雷に依る火災が発生したものであろうか。この現象を定家は「颺」に依るものであると評価をしている。颺とは、巻き上げ

る様な激しい空気の流れを指し示すが、竜巻に当たる自然現象であったものと考えられる。

時期が旧暦の4月下旬であったことより、梅雨前線の停滞、発達しながら低気圧が通過した可能性、更には、上空に寒気が流入する、地上付近に暖気が流入する、強力な日射に依って地表面が加熱される等することで、所謂「大気の状態が不安定」になると、発達した積乱雲が出現し、強い雨・発雷・降雹・竜巻といった気象現象が発生し易くなっていた可能性も考慮される。当該現象の発生時刻が未時許（14：00頃）であったことから、この気象現象が熱対流（自由対流）に起因し、強力な日射が原因で発生していた積乱雲（Cb）に依るものであったことを推測させるのである。当時は夏季の暑熱が著しかったことが日記、古記録類よりも確認されることから、既に旧暦4月下旬には、こうした顕著な気象現象が出現し、ただでさえ不安定になっていたであろう人々の不安心理を更に煽（あお）っていたことが推定される。

実は、この時の現象は鴨長明に依る随筆である「方丈記」等に於いても詳しく記述されていた。それに依るならば、実際の被害はもっと深刻であつたらしい。現在の京都市市街地内の鴨川西岸地域で、地下鉄烏丸線の東部地域の南北方向に延びる一帯（京都御所の東側地域と、その南部に下る地域）が主たる被災地であったものと考えられる。

辻風とは、旋風の語義であるが、ここでは単なる旋風、低気圧通過に伴う強風、台風に依る暴風等ではなく、竜巻やダウンバーストの様に、極、短時間の内に、局所的で大きな被害を齎す強風、上昇気流を伴う強風であったものと推測される。取り分け、この辻風では、被災地が帯状に展開していたと推測されることより、竜巻に依る被害であったものと推定される。そのことは、「方丈記」に於いて、「三四町〔約327～436メートル。1町（ちょう）は約109メートル〕を吹き巻くる（強風が吹き、物を上空へ巻き上げる）間に籠れる（存在していた）家ども、大きなも、小さきも、一つとして破れざるはなし（全て破壊された）」、「家の内の資財、数を尽くして空にあり（1つ残らず空中に巻き上げられた）」、「塵（ちり）を煙（けぶり）の如く吹き立てたれば（吹いて高く上げるので）、すべて、目も見えず（全く見るができない）」、「おびたたく（勢力が激しく恐怖を感じる程である）鳴りどよむ（高く激しく音をたてる）」等と記述されていることから窺うことができるのである。

現在、国際標準で竜巻の規模を表す指標として使用されている「藤田（F）スケール」（1971年にシカゴ大学の藤田哲也氏が考案）に当てはめた場合、この時に発生していた竜巻の規模は、当時の木造家屋の強度を勘案しても、「F1（約10秒間の平均で33～49m/s）」～「F2（約7秒間の平均で50～69m/s）」レベルであったものと推測される。「日本版改良藤田（JEF）スケール」〔気象庁が平成27年（2015）12月に策定〕では、「JEF0（3秒の平均で25～38m/s）」～「JEF1（同39～52m/s）」程度であろう。何れにしても、竜巻としては小規模～中規模なものであったものと考えられる。

竜巻発生の前には降雹や発雷があったらしいが、東アジア世界に於ける降雹の意義を考慮するならば、当該記事の不吉さは言い様も無いものであったであろう。この場合でも、降雹は正に不吉な出来事の前触れとしての位置付けなのである。暑熱期に氷玉が天より降って来ることの違和感をして、この年の9月条（15日以前）では、「世上亂逆、追討、雖滿耳、不注之、紅旗征戎非吾事、陳勝、吳廣起於大澤、稱公子扶蘇、項燕而已、稱竅勝親王之命、佞（佞。となえる）郡縣云々、或任國司之由、説説不可憑（たのむ。根拠とする）、少將維盛爲追討使下向關東、右近少將維盛朝臣爲追討使（可）下向東國之由有其聞」とした、著名な記述をさせていた可能性がある。これは藤原定家に依る、世上に対する遣瀨無気持を表現した部分ではあるが、世は源平争乱の只中になり、平安京も騒然とした状況となっていたことより、先のような急速で苛烈な気象の異変が天帝に依る意思の発現（凶兆）として受け止められていた可能性が考慮されるのである。天（天帝）と地上の動向とはリンクをしているとした認識形成には、気象現象が天文運行の一部であるという思想がその根底に存在していたからであろう。

又、霹靂の語は発雷と同義であり、古訓では「かみとけ」、「かみとき」、「かんとけ」、「かんとき」等と読んだ。「續日本紀 卷十 聖武天皇」天平2年（730）閏六月庚子（17日）条には、「緣（より）テ去月霹靂。勅新田部ノ親王。率（卒）ヲ神祇官トハシム之ヲ」とあり、その意義を探る対象の自然現象であったことが知られる。これは中国や韓半島・朝鮮半島に於ける対発雷観の反映でもあろうが、「拔木」とした表現法も「三國史記」に多く見られる記述であり、それは必ずしも自然現象とばかりは判断をすることができず、政治・軍事的事象との関わり合いの中で記録されることがあった。「大風折木」、「大風拔木」、「暴風折木」、「暴風拔木」表現法は、大抵の事例に於いては凶兆として位置付けられることが多いのである。そこに生えている「木」とは、単なる樹木ではなく、王権や王自身を表現したものであろう。又、「折」の動詞には、折る、折れる、くじけるという訓読法があり、減勢される、死ぬ、等の語義、用法がある。「拔」の動詞にも、抜く、抜かず、抜ける、といった訓読法があるが、攻略する、攻め取る、とした意味、用法もあり、半島に於いては何れも王権に対する消極的、否定的な場面設定の中で使用されていたものと推測されるのである。

8 : 赤氣（せつき）

「明月記」元久元年（1204）12月29日条には、「赤氣」出現に関する記事が記録される。この日の天候は「天晴雪飛」、日本海側より流れて来た雪雲に依って時々小雪がちらつくと言った晴れの天気であった。そこに記録された「東方有赤氣、亥時（22：00前後）許地震、雖不及元曆〔元曆2年・文治元年（1185）7月9日の午時（正午前後）に発生していたマグニチュード≒7.4の規模の地震（わ）〕猶大震也、如此事每度不吉歟、可怖」とした記載からは、何やら不吉な雰囲気や霧気が漂って来る。実は、

赤気なる現象が何であるのかははっきりとしてはいない。天文現象、気象現象、地盤に関わる現象、その他の現象が考慮されるものの、確定している訳では無い。或いは、これらに関わる現象を、総称して赤気と呼んでいた可能性も考慮される。

『日本国語大辞典』（第二版）の「せつき【赤気】」の項に依れば、「夜、もしくは夕方、空に現れる赤色の雲気。彗星のこととも」としているの、彗星の可能性も示唆されてはいるものの、この説明自体は低緯度オーロラの説明である可能性も高い。「赤気」は日本をも含んだ東アジア世界共通の認識として、その赤色の色彩感覚より明らかに凶兆であると見做されていた現象であった。関白九条兼実の日記である「玉葉（ぎょくよう）」の嘉応2年（1170）12月27日条に、「赤気事、有諸道勘文、人々申云、施徳政、可被禳其灾（災）者、上卿左府云々」と記された如く、赤気とは神祇官や、大学寮、陰陽寮に所属をした諸道の博士等に命じて、その意味合いや吉凶等に就いて、故事先例をも調査しながら勘申させる必要性の有った、国家的重大事に至る可能性を孕（はら）んだ、払うべき災異であったのである。

延喜17年（917）頃のものとする「聖徳太子傳曆 下」推古天皇28年（620）12月条には、「天有赤気。長一丈餘。形如鷄尾。太子大臣共異之。百濟法師奏曰。是爲蚩尤旗（しゅうき。古代中国に於いては世が乱れ、天子が四方を征伐する前兆現象であるとされた）。兵之象也。恐太子遷化（せんげ。死去）之後。七年有兵。滅太子家。太子頤之。即命大臣。令錄國記并氏々等本記」として、「赤気」の出現やその意味を「國記并氏々等本記」へ記録させている。聖徳太子は、ここで百濟法師よりの奏上に依り、赤気が兵革の予兆であることを知ったとしている。百濟国よりやって来た渡来僧である百濟法師は、この様な気象現象が凶兆、兵乱の予兆であるとした、韓半島・朝鮮半島に於ける一般的な認識を伝えたのである。

又、13世紀初頭に成立した「平家物語 卷第三」—「赦文（ゆるしぶみ）」にも、「同〔治承2年（1178）〕正月七日、彗星東方に出づ。蚩尤気とも申。又赤気共申。十八日光をます」とあり、彗星、蚩尤旗、赤気出現の記事がある。ここでは、「光をま（増）す」と記されることよりも、現象自体としては彗星出現の可能性が高いものと考えられるが、当時においては、この3者を混同していたか、或いは、はっきりとした区別を付けては運用していなかったことも想定される。先の「明月記」の記事では、赤気が都から見た場合の東方（東国）で発生した後に地震が起こっている。藤原定家はそのことを不吉であり、畏怖すべきであるとしていた。無論、そこでは鎌倉（幕府）方面から齎される災異を念頭に置いてはいるであろうが、結果的には承久3年（1221）に発生する承久の乱に至る後鳥羽上皇と執権北条氏との対立の経緯を示唆していたとも解釈することができるのかもしれない。天神地祇の語がある様に、天空で発生すること（気象現象や天文現象）と、地盤に関わる出来事（地震等）には連動性があるという見方が当時の人々に依る一般的な認識であった。現在でも気象現象（気圧等の変化）や宇宙線と、地震発生との間には関連性があるのではないかとする指摘も存在するが、未

だ、実証はされていない。12世紀当時の人々が持っていた「一般的な認識」とは、**経験則の積み重ねに依る常識**であろうから、直ちにそれが非科学的であるとか、低レベルであるということにはならない。

「赤気」という表現法からは、この現象が当時としては**気象の変異**として受け止められていたことが想定される。「気」とは絶えず変化し、流動する自然現象、そして、その自然現象を発生させる根本を指す。それらは風雨・風雪や寒暖等、天地間に出現する自然現象（気象現象）であり、天地に漲（みなぎ）っている精気、空気や大気であり、雲・霧・煙等の如く、上昇する気体を指し示し、転じて、生命、精神、感情、気持、気分をも意味する様になった。この空間が血をイメージさせる赤色に発色することは、**将来的な凶事（取り分け兵革）出来の予兆**として受け止められていた。それ自体が異常気象であったということであろうか。

9：気象現象と心神

「明月記」では、「天晴、未後（15：00頃）大雨雷鳴、即晴、心神猶不宜、今日服薬」〔正治2年（1200）7月15日条〕の様に、**天候と心神（しんしん。精神、気分、気持ち、魂等と説明される）**とに**関連性がある**かの如き記述を行なうことがある。真夏のこの日も、今迄晴れていたかと思えば、午後からは大雨、雷鳴があった後に直ぐ晴れた、とあることから、**積乱雲（Cb）**の急速な発達があったものと推測されるが、天候が回復した後に於いても**藤原定家の心神**は、尚、回復することがなく、服薬をしていたのである。この時、積乱雲の急速な発達に伴ない、**対流活動**に依って気圧の変化が生じていたことも想定され、それが起因して、温度、湿度、気圧の変化に従って出現する**気象病**を発症していた可能性も考慮される。その症状としては、頭痛やめまい、頸部の痛み、吐き気、眠気、全身倦怠感、耳鳴り、気管支喘息、低血圧、関節痛、神経痛、アレルギー、古傷等の痛み、鬱（うつ）、不安症等が知られる。これは**自律神経（交感神経・副交感神経）**の異常に依る体調不良であり、取り分け、低気圧時に出現することが多いとされる。

人は心の生き物であると言われるが、曇天、雨天よりも、晴天の方が好まれるのは、可視的な光景や、外出時の煩わしさといった要因もあるであろうが、気圧変化（低下）に対する無意識での警戒感もあるのかもしれない。この日の定家の**心神**、つまり、自律神経は目まぐるしく変化をする天候（気圧変化）に対応することができていなかったものと考えられる。つまり、彼の**心神は天候に支配されていた**ということも言い得るのであるが、本人にはその自覚が無かった可能性が高い。心神とは、自分の意思では支配することのできない自身の精神状態であったが、少なく共、この場合それが天候に大きく支配されていたということができる。

おわりに：

「明月記」の記主である藤原定家は現在の京都市の住人であり、それ故、本報告で取り扱って来た12世紀の日本に於ける気候変動もそこを中心としたものであり、その検証結果を日本総体に迄、適用し、推量することも困難であるものと考え。結果として、本研究は12世紀京都の気候変動に関わる検証であると言っても良いのかもしれない。しかし、当時の日本社会に於いて、文字情報を駆使して自由自在に記録することのできた多くの人々が居住していたのも平安京であり、そうした人々の関心の高い地域も又、そこを対象としたものであったという事情もあった。そして、京都市ならではの地域特性一半盆地地形、内陸部、であったという条件をも考慮する必要性がある。

定家の生きた時代、既に、天気が「西」の方角より移り変わって行くことが知られていた。そこには、古代社会に於ける方角性の重要性に鑑み、何らかの予兆を感じ取っていた可能性もある。ただ、12世紀の日本では、私貿易に依って齎される奢侈品に対する需要を除き、既に中国大陸や韓半島・朝鮮半島に対する興味や関心は薄らぎ、人々の内向き志向が極まっていた時期でもあったものと考えられる。こうした方角性表記には、前代（平城京時代）迄の様な重大な意義を見出していたとも言い難い面もある。ただ、「祈雨日記」堀川院御宇の寛治元年（1087）8月4日条に記された「漢雲（雲漢には天の川や銀河、大空と言った語義が認められるものの、漢雲とは単に西の方角よりやって来る雲という意味で使用していたものと考えられる）忽起。殷雷（雷鳴）發聲。然而不及降雨」とした記述からは、12世紀に近い時期に在っても、気象現象に関しても、「西」の方角性が大きく関わっているとした一般的認識の存在していたことが類推されるのである。そこには中国大陸や韓半島・朝鮮半島の存在が在った。

しかしながら、気候変動はそうした日本人の認識とは別の次元に於いて、全地球規模では小規模ながらも東アジア域内では、政治的、軍事的理由以外での人口移動を引き起こしていた可能性が推定される。即ち、「水循環の異常」を根源とした「水不足」に起因した形での環境難民の発生である。政治的な情勢とは別に、8世紀～9世紀にかけての時期には新羅国より日本へ渡来する人々も多く、弘仁11年（820）2月には、遠江国、駿河国両国に在住していた、新羅人700人に依る反叛も発生しているが、彼らが日本国内で移住を余儀なくさせられていたとは言え、この2か国だけでも、700人もの新羅人が存在していたことは注目されるべきことであろう。彼らは、一体、どのような人々であったのであろうか。

又、「三國史記 卷第十 新羅本紀第十（憲德）」憲徳王彦昇8年（816）正月条には、「年荒民飢。抵浙東求食者一百七十人」とする記事があり、現在の中国浙江省東部沿岸部地域へ、新羅国南部より船舶等を使用しながら逃避した飢餓民の存在が認められる。実はこの時、新羅国より日本へも飢餓民の流出があったことが推測される。つまり、「日本後紀 卷第二十五（逸文）」弘仁7年（816）10月条では、「甲辰、大宰府言、

新羅人清石珍等一百八十人帰化」、同記翌年条では「二月乙巳、大宰府言、新羅人金男昌等卅三人帰化」と記しており、この時には、新羅国よりの移民（飢餓民）計223名が九州へも来着していたのである。それ程にこの度の新羅国に於ける飢饉は想像を絶するものであったのであろう。

但し、当該2事例は大宰府に依って偶然的に把握をされた新羅人の来着事例であった可能性も高く、実際には、日本側官憲の手薄な日本海側諸地域へ、最初から意図的に船を着けていた事例も存在していた可能性が類推される。こうした日本側諸記録に記載されていた新羅人の来着事例とは、寧ろ氷山の一角であったのかもしれない。そのことは、高句麗国、渤海国より派遣されていた国家使節の船舶が、日本側の指定した「筑紫道」、北部九州ルートからではなく、ショートカットで越国（こしのくに。北陸地方・新潟県域）沿岸域に来着していたことよりも推定することが可能であろう。これら飢餓民の国境を越えた形での流出、流入は、文献史料上に於ける「環境難民」の最初であるとする事が出来るのである。

局地的ながら、平安京内部に於いても洪水被害が度々発生していた右京が打ち捨てられ、町の中心軸が左京エリア、東側へと移動して行った理由には、河川を巡る問題、つまり、浸水被害が無い地域への人々の移住があったものと推定した。しかし、そこは又、地下水位が低く、夏季に於ける安全な水の確保が難しい場所でもあった。

結果として、古代当時の人々に依る気象・気候変動に対する認識は、天文の異変に対する興味・関心と比較するならば、比較にならない程にインパクトは小さかった。実態としては前者の方が日々の生活に与える影響は大きかった筈なのであるが、それは飽く迄も局地的な変化にしか過ぎなかった。事例に依っては、人の手での対処が可能な場合もあったであろう。それに対して、天文の異変が与えた（示唆した）地上に対する影響とは、国家的規模に迄、拡大解釈されたのである。人の手に依る対処などできる筈もなく、人はその啓示に従うことしか方法は無かったのである。通常とは異なる天体の運行は国家の存亡をも啓示した（凶兆）のものであると見做され、積極的な観測活動が行なわれていたのは、日本もその例外ではなかった。恐らくは、地表で近い場所で起きる気象現象・気候変動とは、飽く迄も天文の運行や異変の一環、一部分であるという認識であったに違いない。

しかしながら、祈年穀奉幣（きねんこくほうへい。2月と7月に行なわれた豊作祈願に関わる朝廷の儀式）に際し、「風雨順節」、「水旱無侵」〔山槐記（久寿3年（1156）2月10日条）といたった文言を入れなければならなかった背景として、身近な気象現象・気候変動でさえも人が支配を及ぼすことが出来ず、近畿地方所在の有力な神の力を借りなければ、治めることが出来なかったという実際上の事情もあった。自身の日記へただ単に「今日無事」〔永昌記長治2年（1105）正月19日条）と書き記すことのできた喜びとは、現代の我々には推して量るべくもないであろう。